

入札公告（説明書）

令和6年8月20日
東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 堀 圭一

条件付一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和6年7月版）』（以下『共通入札公告』という。）に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、『共通入札公告』の2-2-1.に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

調達手続の概要

- | | | |
|-----|-------------|--|
| 1. | 契約件名（工事名） | 道央自動車道 北広島管内南地区舗装補修工事 |
| 2. | 工事概要 | 工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』、『設計図』を参照のこと |
| 3. | 契約責任者 | NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 堀 圭一 |
| 4. | 契約担当部署 | NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課
（住所）〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5-12-30
（電話）011-896-5777
（mail）ki-r-hokkaido@e-nexco.co.jp |
| 5. | 入札方法 | 電子入札 |
| 6. | 単価表の提出 | 必要…入札者に対する指示書[13]を参照のうえ、様式については様式集及び金抜設計書を基に作成すること |
| 7. | 契約書の作成 | 必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと |
| 8. | 支払条件 | 前金払の有無：「有」
部分払の有無：「有」 |
| 9. | 競争参加資格要件等 | 『共通入札公告』2-3-1.及び本書『競争参加資格要件等一覧表』のとおり |
| 10. | 入札手続き日程 | 本書『入札手続き日程』のとおり |
| 11. | 設計業務成果品等の貸与 | 指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」 |
| 12. | 材料価格等の掲載 | 掲載資料の有無：「有」 |
| 13. | 見積活用方式の有無 | 「無」 |
| 14. | その他 | 週休2日工事、工事工程表開示試行工事、カーボンニュートラル試行工事（受注者の提案によるカーボンニュートラルに資する取り組みを推進するもの。取り組みを実施した場合は、しゅん功時の工事の成績評定において加点を行う。） |

以上

入札手続き日程

入札公告日		令和 6 年 8 月 20 日
1	審査基準日	下記 3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和 6 年 9 月 18 日まで
3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和 6 年 9 月 18 日 16 時 00 分まで ※『共通入札公告』2-3-2. ～2-3-4. に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9][2](6)に示すとおり提出書類を書留郵便等または電子メール（書留郵便等または電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により契約担当部署へ提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。</p> <p>【提出書類】 別添様式集に定める競争参加資格確認申請書様式</p>
4	競争参加資格確認結果通知日	令和 6 年 10 月 10 日を予定
5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格確認結果の通知日の翌日から 7 日以内（休日除く。）の毎日 10 時 00 分から 16 時 00 分まで
6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当
8	改善技術提案書提出期限	本件競争入札においては非該当
9	技術提案書の採否通知日	本件競争入札においては非該当

10	参考見積書の提出期限	本件競争入札においては非該当
11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本件競争入札においては非該当
12	訂正参考見積書提出期限	本件競争入札においては非該当
13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和6年11月5日 16時00分 ※『共通入札公告』の2-4-1.に示す入札に必要な書類を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]及び別添『様式集に定める様式』に従い、電子入札システムにより提出すること。</p>
14	開札日時	令和6年11月6日 11時00分
15	開札場所	電子入札システム
16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日から令和6年10月25日16時00分まで</p> <p>【受付方法】 質問書面（様式自由）を書留郵便等または電子メール（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日16時まで提出すること。</p> <p>【受付場所】 契約担当部署</p>
17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
18	資料の貸与申込期間（設計業務成果品等）	本件競争入札においては非該当
19	資料の掲載（参考積算条件書）	<p>【掲載資料】 ・参考積算条件書 参考積算条件書とは、入札（見積）参加者が見積作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する参考資料をいう。</p> <p>【掲載場所】 弊社HPの本件入札公告情報に掲載。</p> <p>【掲載日】 令和6年10月21日を予定</p> <p>【その他注意事項】 （1）参考積算条件書は、入札（見積）参加者が見積作成する際の参考資料であり、契約書第1条に規定する設計図書ではない。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではない。</p>

	<p>(2) 本資料に掲載の単価についての質問・問合せには一切応じられない。</p> <p>(3) 本資料の全部又は一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。</p> <p>(4) 本資料を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。</p> <p>(5) 本資料に掲載の単価については、上記工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する。</p>
--	--

競争参加資格要件等一覧表

工事件名		道央自動車道 北広島管内南地区舗装補修工事		
調達手続の概要	競争契約の方法	条件付一般競争入札方式		
	落札者の決定方法	総合評価落札方式	工事実績評価型(実績I型)	
	評価値の算出方法	加算方式		
	見積活用方式の有無	無	実績価格調査票の提出の有無	無
	入札ボンド	対象外		
	履行ボンド	対象		
	IV募集対象	対象外		
	審査時期	事前審査		
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①下記に示すすべての工事種別に係る「令和 5・6 年度競争参加資格」を有する者であること。 ②弊社発注工事において、令和4・5年度の工事種別(舗装工事)の工事成績評定点の各年度の平均点が2年連続で65点未満でないこと。	
		工事種別	舗装工事	
		等級	-	
	施工実績	対象となる施工実績	平成21年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績	
		同種工事	a) 高機能舗装(排水性舗装を含む)工事 b) 自動車専用道路において車線規制を実施した工事(片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可)	
			a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。 なお、総合評価(技術評価)の対象は、a)の施工実績とする 当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。	
	同種工事(緩和)	a) - b) -		
	納入実績等	対象となる納入実績等	-	
		同種機器	-	
		支援体制	-	
	本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名) -	受注者名) -
			業務名) -	受注者名) -
施工管理業務の受注者		業務名) 令和6年度 保全点検業務の実施に関する年度協定 土木施工管理業務	受注者名) 株式会社・エンジニアリング北海道	
		業務名) -	受注者名) -	
その他	-			
継続契約方式の対象		対象外	対象となる後発工事名(その1)	-
			対象となる後発工事名(その2)	-

技術評価項目及び技術評価基準

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

工事実績評価型 I 型		技術評価点 (満点)	20点																															
評価項目		評価基準																																
施工の確実性	施工計画立案能力	評価を行う者が、提出された施工計画について下表の評価基準に基づき評価した後、評価を行った者の平均点を付す(小数第4位以下切捨て)。																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優</td> <td>標準的な施工計画よりも優れた内容の施工計画である</td> <td>8.0点</td> <td rowspan="5">8点</td> <td rowspan="5">○</td> </tr> <tr> <td>良上</td> <td>優と良の中間の施工計画である</td> <td>6.0点</td> </tr> <tr> <td>良</td> <td>標準的な施工計画よりも良い施工計画である</td> <td>4.0点</td> </tr> <tr> <td>良下</td> <td>良と可の中間の施工計画である</td> <td>2.0点</td> </tr> <tr> <td>可</td> <td>標準的な施工計画である</td> <td>0.0点</td> </tr> <tr> <td>不採用</td> <td>・設計図書に適合しない又は採用できない施工計画である。 ・履行状況の確認ができない施工計画である。 ・添付資料を参照しないと評価できない施工計画である。 ・施工計画が未提出又は白紙提出である</td> <td>0.0点</td> <td>競争参加資格無し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>欠格</td> <td>・関係法令に抵触する内容が含まれる施工計画である ・加点評価の評価対象とした施工計画のすべてが不採用である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	優	標準的な施工計画よりも優れた内容の施工計画である	8.0点	8点	○	良上	優と良の中間の施工計画である	6.0点	良	標準的な施工計画よりも良い施工計画である	4.0点	良下	良と可の中間の施工計画である	2.0点	可	標準的な施工計画である	0.0点	不採用	・設計図書に適合しない又は採用できない施工計画である。 ・履行状況の確認ができない施工計画である。 ・添付資料を参照しないと評価できない施工計画である。 ・施工計画が未提出又は白紙提出である	0.0点	競争参加資格無し		欠格	・関係法令に抵触する内容が含まれる施工計画である ・加点評価の評価対象とした施工計画のすべてが不採用である。			
評価	評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																														
優	標準的な施工計画よりも優れた内容の施工計画である	8.0点	8点	○																														
良上	優と良の中間の施工計画である	6.0点																																
良	標準的な施工計画よりも良い施工計画である	4.0点																																
良下	良と可の中間の施工計画である	2.0点																																
可	標準的な施工計画である	0.0点																																
不採用	・設計図書に適合しない又は採用できない施工計画である。 ・履行状況の確認ができない施工計画である。 ・添付資料を参照しないと評価できない施工計画である。 ・施工計画が未提出又は白紙提出である	0.0点	競争参加資格無し																															
欠格	・関係法令に抵触する内容が含まれる施工計画である ・加点評価の評価対象とした施工計画のすべてが不採用である。																																	
<p>◇留意事項</p> <p>① 提出されたすべての施工計画について、記載内容のすべて又は一部に関係法令に抵触する内容が含まれる場合、競争参加資格が無いものとみなす。</p> <p>② 施工計画に記載する文字の大きさは10ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能なものであること。</p> <p>③ 記載する施工計画が求める評価項目ごとに記載できる施工計画の項目は1項目までとし、A4版片面1頁で記載すること。</p> <p>④ 記載する施工計画は、監督員が履行確認可能な内容とする。履行確認が出来ない施工計画は不採用とする。</p> <p>⑤ 記載する施工計画(施工計画の一部も含む)が、当該工事の設計図書に適合しない又は当該工事で採用できない内容である場合、当該施工計画(施工計画の一部も含む)を不採用とする。</p> <p>⑥ 施工計画の記載内容と添付資料に齟齬がある場合、添付資料は評価に用いない。</p> <p>⑦ 添付資料を参照しないと評価ができない施工計画は不採用とする。</p> <p>⑧ 記載する施工計画が1項目を超える場合は記載順の1項目で加点評価を行い、それ以降の施工計画は加点評価対象としない。ただし、1項目を超えて記載された施工計画についても採否又は欠格の評価を行い、採用とされた施工計画は履行義務を負うものとする。</p> <p>⑨ 加点評価の対象とした施工計画のすべてが不採用となった場合、競争参加資格が無いものとみなす。</p> <p>⑩ 不採用とした施工計画又は施工計画の一部は競争参加資格確認結果通知に併せて不採用の通知を行う。不採用となった施工計画又は施工計画の一部は当該工事で履行してはならない。</p> <p>⑪ 施工計画立案能力で求めるテーマは次のとおり。</p> <p>(1)「橋梁部における舗設についての品質管理方法に関する施工計画」 東日本高速道路株式「設計要領 第1集 舗装保全編及び舗装施工管理要領」の関連項目に基づいて行うもの。</p>																																		
施工の確実性	企業	同種工事の工事実績	評価基準																															
			<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <p>【同種工事を複数工事設定している場合】</p> <p>工事実績評価の対象とする同種工事：高機能舗装(排水性舗装を含む)工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> $\text{評価点} = \frac{\text{配点} \times (\text{同種工事実績の工事実績評定点} \times \text{係数} b - 70)}{20} \times \text{係数} a$ <p>(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)</p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <p>係数a：同種工事の発注機関及び受渡時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発注機関</th> <th>同種工事の受渡しが令和3年4月1日以降の場合</th> <th>同種工事の受渡しが令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以降の場合</th> <th>同種工事実績の受渡しが平成31年3月31日以前かつ平成26年4月1日以降の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事</td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td>③ 上記に該当しない</td> <td colspan="3">0.00</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td>0~6点</td> <td>6点</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> <p>係数b：【NEXCO中日本以外の発注機関の工事実績評定点の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1.00 <p>【NEXCO中日本の工事実績評定点の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.6.30以前の工事実績評定点：0.954 ・H30.7.1からR6.3.31までの工事実績評定点：0.936 ・R6.4.1以降の工事実績評定点：0.954 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	$\text{評価点} = \frac{\text{配点} \times (\text{同種工事実績の工事実績評定点} \times \text{係数} b - 70)}{20} \times \text{係数} a$ <p>(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)</p>				<p>係数a：同種工事の発注機関及び受渡時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発注機関</th> <th>同種工事の受渡しが令和3年4月1日以降の場合</th> <th>同種工事の受渡しが令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以降の場合</th> <th>同種工事実績の受渡しが平成31年3月31日以前かつ平成26年4月1日以降の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事</td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td>③ 上記に該当しない</td> <td colspan="3">0.00</td> </tr> </tbody> </table>	発注機関	同種工事の受渡しが令和3年4月1日以降の場合	同種工事の受渡しが令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以降の場合	同種工事実績の受渡しが平成31年3月31日以前かつ平成26年4月1日以降の場合	① 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事	1.00	0.50	0.25	② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事	0.50	0.25	0.12	③ 上記に該当しない	0.00			0~6点	6点	-	<p>係数b：【NEXCO中日本以外の発注機関の工事実績評定点の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1.00 <p>【NEXCO中日本の工事実績評定点の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.6.30以前の工事実績評定点：0.954 ・H30.7.1からR6.3.31までの工事実績評定点：0.936 ・R6.4.1以降の工事実績評定点：0.954 		
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																															
$\text{評価点} = \frac{\text{配点} \times (\text{同種工事実績の工事実績評定点} \times \text{係数} b - 70)}{20} \times \text{係数} a$ <p>(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)</p>																																		
<p>係数a：同種工事の発注機関及び受渡時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発注機関</th> <th>同種工事の受渡しが令和3年4月1日以降の場合</th> <th>同種工事の受渡しが令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以降の場合</th> <th>同種工事実績の受渡しが平成31年3月31日以前かつ平成26年4月1日以降の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事</td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td>③ 上記に該当しない</td> <td colspan="3">0.00</td> </tr> </tbody> </table>	発注機関	同種工事の受渡しが令和3年4月1日以降の場合	同種工事の受渡しが令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以降の場合	同種工事実績の受渡しが平成31年3月31日以前かつ平成26年4月1日以降の場合	① 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事	1.00	0.50	0.25	② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事	0.50	0.25	0.12	③ 上記に該当しない	0.00			0~6点	6点	-															
発注機関	同種工事の受渡しが令和3年4月1日以降の場合	同種工事の受渡しが令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以降の場合	同種工事実績の受渡しが平成31年3月31日以前かつ平成26年4月1日以降の場合																															
① 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事	1.00	0.50	0.25																															
② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事	0.50	0.25	0.12																															
③ 上記に該当しない	0.00																																	
<p>係数b：【NEXCO中日本以外の発注機関の工事実績評定点の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1.00 <p>【NEXCO中日本の工事実績評定点の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.6.30以前の工事実績評定点：0.954 ・H30.7.1からR6.3.31までの工事実績評定点：0.936 ・R6.4.1以降の工事実績評定点：0.954 																																		
<p>◇留意事項</p> <p>① 工事実績評定点が90点以上の場合、工事実績評定点を90点とする。</p> <p>② 平成26年3月31日以前に受渡された工事、成績評定点が70点に満たない場合又は工事実績評定の無い場合、評価点は0点とする。</p> <p>③ 公的機関とは、工事実績情報システム(以下「コリンズ」という。)において発注機関として入力が可能とされている機関をいう。</p> <p>④ 経営共同企業体の場合は、当該経営共同企業体としての同種工事実績(工事実績評定)である場合についてのみ評価する。</p>																																		
施工の確実性	企業	同一工事種別における表彰実績	評価基準 / 評価点																															
			<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>表彰時期</th> <th>令和3年4月1日以降の表彰実績</th> <th>令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以降までの表彰実績</th> <th>平成31年3月31日以前かつ平成26年4月1日以降までの表彰実績</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① NEXCO東日本の社長表彰(工事種別を問わない)又は各支社長による優秀工事等の表彰実績(同一工事種別に限る)</td> <td>2.00点</td> <td>1.00点</td> <td>0.50点</td> <td rowspan="3">2点</td> <td rowspan="3">-</td> </tr> <tr> <td>② NEXCO東日本の各支社長による優秀工事等の表彰(同一工事種別に限る)又は各支社長による功労表彰(工事種別を問わない)の実績</td> <td>1.00点</td> <td>0.50点</td> <td>0.25点</td> </tr> <tr> <td>③ 上記に該当しない</td> <td colspan="3">0.00点</td> </tr> </tbody> </table>	表彰時期	令和3年4月1日以降の表彰実績	令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以降までの表彰実績	平成31年3月31日以前かつ平成26年4月1日以降までの表彰実績	配点	履行確認対象項目	① NEXCO東日本の社長表彰(工事種別を問わない)又は各支社長による優秀工事等の表彰実績(同一工事種別に限る)	2.00点	1.00点	0.50点	2点	-	② NEXCO東日本の各支社長による優秀工事等の表彰(同一工事種別に限る)又は各支社長による功労表彰(工事種別を問わない)の実績	1.00点	0.50点	0.25点	③ 上記に該当しない	0.00点													
表彰時期	令和3年4月1日以降の表彰実績	令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以降までの表彰実績	平成31年3月31日以前かつ平成26年4月1日以降までの表彰実績	配点	履行確認対象項目																													
① NEXCO東日本の社長表彰(工事種別を問わない)又は各支社長による優秀工事等の表彰実績(同一工事種別に限る)	2.00点	1.00点	0.50点	2点	-																													
② NEXCO東日本の各支社長による優秀工事等の表彰(同一工事種別に限る)又は各支社長による功労表彰(工事種別を問わない)の実績	1.00点	0.50点	0.25点																															
③ 上記に該当しない	0.00点																																	
<p>◇留意事項</p> <p>① 同一工事種別とは、本工事の競争参加資格における工事種別と同一であることをいう。</p> <p>② 表彰実績は1工事のみ提出を認める。複数工事の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。</p> <p>③ 表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0点」で評価する。</p> <p>④ 表彰が工事を履行した事業所に対するものであること。</p> <p>⑤ 優秀工事等の表彰とは各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優秀工事、品質管理優秀工事、コスト削減優秀工事、工程管理優秀工事又は優良工事」としての表彰であること。</p> <p>⑥ 上記⑤以外の社長表彰又は支社長による功労表彰には感謝状を含む。</p> <p>⑦ 本工事の工事種別に対して表彰実績の評価対象となる平成28年度以前に発注された工事の工事種別は下表のとおりとする。下表にない工事種別については、本工事と同一の工事種別に対する表彰実績のみを評価対象とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本工事の工事種別</th> <th>平成28年度以前に発注した工事の工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木工事</td> <td>土木工事、のり面処理工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁補修工事</td> <td>P.C橋上部工事、鋼橋上部工事、道路補修工事</td> </tr> <tr> <td>道路付属物工事</td> <td>防護さく工事、遮音壁工事、標識工事、トンネル内装工事、道路補修工事</td> </tr> <tr> <td>機械設備工事</td> <td>トンネル非常用設備工事、トンネル換気設備工事</td> </tr> <tr> <td>土木補修工事</td> <td>のり面処理工事、道路補修工事</td> </tr> </tbody> </table>					本工事の工事種別	平成28年度以前に発注した工事の工事種別	土木工事	土木工事、のり面処理工事	橋梁補修工事	P.C橋上部工事、鋼橋上部工事、道路補修工事	道路付属物工事	防護さく工事、遮音壁工事、標識工事、トンネル内装工事、道路補修工事	機械設備工事	トンネル非常用設備工事、トンネル換気設備工事	土木補修工事	のり面処理工事、道路補修工事																		
本工事の工事種別	平成28年度以前に発注した工事の工事種別																																	
土木工事	土木工事、のり面処理工事																																	
橋梁補修工事	P.C橋上部工事、鋼橋上部工事、道路補修工事																																	
道路付属物工事	防護さく工事、遮音壁工事、標識工事、トンネル内装工事、道路補修工事																																	
機械設備工事	トンネル非常用設備工事、トンネル換気設備工事																																	
土木補修工事	のり面処理工事、道路補修工事																																	
施工の確実性	企業	品質管理・環境・労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況	評価基準																															
			<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 品質管理マネジメントシステム (ISO9001)</td> <td>①左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち2つ以上を取得している</td> <td>1.00点</td> <td rowspan="3">1点</td> </tr> <tr> <td>2) 環境マネジメントシステム (ISO14001)</td> <td>②左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち1つを取得している</td> <td>0.50点</td> </tr> <tr> <td>3) 労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS/ISO45001)の取得状況</td> <td>③左記の1)から3)のマネジメントシステムを取得していない</td> <td>0.00点</td> </tr> <tr> <td>※3)においてCOHSMSとISO45001を両方取得している場合、取得数は1つとする。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	1) 品質管理マネジメントシステム (ISO9001)	①左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち2つ以上を取得している	1.00点	1点	2) 環境マネジメントシステム (ISO14001)	②左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち1つを取得している	0.50点	3) 労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS/ISO45001)の取得状況	③左記の1)から3)のマネジメントシステムを取得していない	0.00点	※3)においてCOHSMSとISO45001を両方取得している場合、取得数は1つとする。																
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																															
1) 品質管理マネジメントシステム (ISO9001)	①左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち2つ以上を取得している	1.00点	1点																															
2) 環境マネジメントシステム (ISO14001)	②左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち1つを取得している	0.50点																																
3) 労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS/ISO45001)の取得状況	③左記の1)から3)のマネジメントシステムを取得していない	0.00点																																
※3)においてCOHSMSとISO45001を両方取得している場合、取得数は1つとする。																																		
<p>◇留意事項</p> <p>① 当該工事の施工を担当する部署が取得しているマネジメントシステムの対象部署であって、かつ取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。</p> <p>② 取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合、評価点は0点とする。</p>																																		
施工の円滑性	地域精通度・当社への貢献度等	災害時の協力実績(災害復旧方式の施工実績)	評価基準																															
			<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① NEXCO東日本への令和3年4月1日以降の災害協力実績である場合</td> <td>1.00点</td> <td rowspan="4">1点</td> <td rowspan="4">-</td> </tr> <tr> <td>② NEXCO東日本への令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以降の災害協力実績である場合</td> <td>0.50点</td> </tr> <tr> <td>③ NEXCO東日本への平成31年3月31日以前かつ平成26年4月1日以降の災害協力実績である場合</td> <td>0.25点</td> </tr> <tr> <td>④ 上記①、②、③に該当しない又は災害協力実績がない場合</td> <td>0.00点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	① NEXCO東日本への令和3年4月1日以降の災害協力実績である場合	1.00点	1点	-	② NEXCO東日本への令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.50点	③ NEXCO東日本への平成31年3月31日以前かつ平成26年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.25点	④ 上記①、②、③に該当しない又は災害協力実績がない場合	0.00点																	
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																															
① NEXCO東日本への令和3年4月1日以降の災害協力実績である場合	1.00点	1点	-																															
② NEXCO東日本への令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.50点																																	
③ NEXCO東日本への平成31年3月31日以前かつ平成26年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.25点																																	
④ 上記①、②、③に該当しない又は災害協力実績がない場合	0.00点																																	
<p>◇留意事項</p> <p>① 災害時の協力実績は1件のみ提出を認める。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。</p> <p>② NEXCO東日本からの「応急復旧」の依頼に対する「依頼文書、承諾の文書又は契約書」の写しを添付が無い場合は「0点」で評価する。</p> <p>③ 既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。</p> <p>④ NEXCOグループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。</p> <p>⑤ 経営共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する。</p>																																		
担い手確保	ワーク・ライフ・バランス関連制度認定の取得状況	評価基準																																
		<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・プラチナえるぼし認定企業)</td> <td>①左記の1)から3)の認定のうち2つ以上を取得している</td> <td>2.00点</td> <td rowspan="3">2点</td> </tr> <tr> <td>2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)</td> <td>②左記の1)から3)の認定のうち1つを取得している</td> <td>1.00点</td> </tr> <tr> <td>3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)の取得状況</td> <td>③左記の1)から3)の認定を取得していない</td> <td>0.00点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	1) 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・プラチナえるぼし認定企業)	①左記の1)から3)の認定のうち2つ以上を取得している	2.00点	2点	2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	②左記の1)から3)の認定のうち1つを取得している	1.00点	3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)の取得状況	③左記の1)から3)の認定を取得していない	0.00点																		
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																															
1) 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・プラチナえるぼし認定企業)	①左記の1)から3)の認定のうち2つ以上を取得している	2.00点	2点																															
2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	②左記の1)から3)の認定のうち1つを取得している	1.00点																																
3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)の取得状況	③左記の1)から3)の認定を取得していない	0.00点																																
<p>◇留意事項</p> <p>① 同一認定を重複して取得している場合、認定数は1つとする。</p> <p>② 取得しているワーク・ライフ・バランス関連制度認定に認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合、評価しない。</p>																																		